

PayPay MPU 決済端末利用規約

PayPay MPU 決済端末利用規約（以下「本規約」といいます）は、SB C&S 株式会社（以下「当社」といいます）が加盟店（第1条第1号で定義します）に対して提供する決済端末（以下「本端末」といいます）の利用及びその申込みに適用されます。本端末は、PayPay 株式会社が提供する決済サービス「PayPay MPU」（以下「対象決済サービス」といいます）と連携して提供され、加盟店が本端末を使用するにあたっては、『PayPay MPU 決済アプリケーション利用規約』、対象決済サービスに関する加盟店契約その他対象決済サービスの提供のために不可欠な規約及び契約（以下総称して「関連契約」といいます）の締結及び有効な存続が必要です。

第1条（定義）

- (1) 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、本端末の購入を申し込み、当社がこれを承諾した者をいいます。
- (2) 「本端末」とは、当社が加盟店に提供する決済端末及びその周辺機器をいいます。
- (3) 「決済アプリケーション」とは、対象決済サービスと連携して提供される決済関連アプリケーションで、本端末に搭載されるものをいいます。
- (4) 「サードパーティプロバイダー」とは、本端末の機能又は対象決済サービスの一部を自らの責任において加盟店に提供する者をいいます。
- (5) 「取次店」とは、加盟店に対して本端末の紹介、斡旋又は取次を行う PayPay 株式会社をいいます。

第2条（申込み）

1. 本端末の提供を希望する者（以下「申込者」といいます）は、本規約及び関連契約に同意のうえ、当社所定の方法（書面又は電磁的方法その他の当社が提供する方法をいいます。）により発注の意思表示（品名、数量、納入場所その他当社所定の事項を含むものをいいます。）をするものとします。
2. 申込者は、申込みにあたり当社に提供する所定の情報が、真実、正確かつ最新の内容であることを保証するものとし、当社は、当該情報が真実、正確かつ最新の内容であるものとみなして、本端末の購入に関する審査、登録、通知その他の手続を行うことができるものとします。
3. 当社は、前二項に従ってなされた申込みに対し、当社が加盟店として承認する場合には、当該申込者を加盟店として登録します。当社は、かかる申込み時に入力された加盟店情報は正確なものとみなします。
4. 本端末の提供契約（以下「端末提供契約」）は、当社が本端末を加盟店に向けて出荷した時点で成立するものとします。

5. 加盟店は、本端末の購入申込みおよび本規約への同意手続が、決済アプリケーション、書面又は取次店の提供するシステムを経由して行われる場合があることにあらかじめ同意します。
6. 当社は、第1項の申込みに対し、承認しなかった場合でも、当該申込者に対して拒絶の理由を開示せず、損害賠償その他名目のいかなを問わず、何らの義務又は責任を負わないものとします。

第3条（本端末の提供、引渡し及び保証）

1. 当社は、加盟店に対し、対象決済サービスを利用させる目的で本端末を提供するものとします。
2. 当社から加盟店に対する本端末の引渡し、代金及び保証は、以下の各号の条件に従うものとします。
 - (1) 加盟店は、本端末の着荷後速やかに検査を行い、初期不良又は設定不備等の不具合品がある場合、着荷から5日以内に当社へ通知するものとします。納入から5日以内に通知がなされない場合、検査に合格したものとみなします。
 - (2) 当社は、上記の通知を受け取った場合、速やかに不具合品を引き取り、代替の本端末を納入します。この場合、加盟店は、当社による引き取りまでの間、自己のためにするのと同じの注意をもって不具合品を保管するものとします。
 - (3) 本端末の所有権は、検査合格をもって当社から加盟店へ移転します。
 - (4) 本端末の代金（初期設定費用等を含みます。）は、対象決済サービスの利用料とは別途、当社又は当社指定の第三者からの請求に基づいてお支払いいただきます。当社は、当該代金債権について第三者に債権譲渡することができるものとし、加盟店は、当該債権譲渡につきあらかじめ承諾するものとします。
 - (5) 本端末の引渡しから1年間以内に、加盟店の責めに帰すべき事由によらない不具合を発見した場合、加盟店は直ちに当社へ通知するものとします。当社は、この通知を受けた場合、自らの選択により不具合品を修補又は交換します。
 - (6) 本端末に関する当社の責任は、本条に定めるものを全てとします。なお、本端末の保証に関して別段の条件（製品添付の取扱説明書、メーカーが定める保証条件および当社所定のサポート条件などをいいます。）がある場合、かかる条件が本条の規定に優先して適用されます。
3. 本端末の提供条件は、本規約に定めるほか、別途当社が定める規定に従うものとします。当社は、本端末の提供条件及び利用条件を、当社の判断に基づき、事前の予告なしに随時追加し、変更し、又は削除等する場合があります。

第4条（本端末の利用条件及び利用環境）

1. 加盟店は、本件サービスの利用中、本端末の利用に際しては以下の事項を遵守するもの

とします。

- (1) 本端末に付属する取扱説明書および保証書等に従い、かつ善良なる管理者の注意義務をもって、本端末を保管し利用すること
 - (2) 当社が別途指定する利用環境下でのみ利用すること
 - (3) 対象決済サービスの利用および別途当社が明示的に認めた目的以外の目的で、本端末を利用しないこと
 - (4) 本端末を第三者に使用させ、又は譲渡・貸与・質入れ・複製等しないこと
 - (5) 本端末に異常又は故障、もしくは盗難、紛失が発生した場合、速やかに当社の指定する連絡先に連絡し、その指示・依頼に従うこと
 - (6) 自ら、又は当社が指定した以外の者をして、本端末の修理、改造、外観・表示の変更および分解、解析等をしないこと
 - (7) 当社の事前承諾を得ることなく、当社に申し出た設置場所から端末を移設しないこと
 - (8) その他、当社が不適当と認める態様で利用しないこと
2. 当社は、本端末の適切な稼働のために必要なソフトウェアのアップデートその他機能更新（第三者が独自に定める利用規約等に基づき提供される機能の更新を除きます。）を行うことがあります。
 3. 加盟店が本端末から決済アプリケーション又は当社サイトに接続する電気通信回線は、加盟店自身の責任と費用負担において、確保、維持されるものとします。加盟店は、決済アプリケーションを利用するにあたり必要となる一切の通信費用を負担します。電気通信回線の提供範囲及び提供条件については、当該回線の利用規約に基づき通信事業者によって提供されるものであり、当社は、当該回線に起因して生じた損害については、責任を負いません。

第5条（本端末用 SIM カードの貸与に関する特則）

1. 本端末の提供に伴い、本端末上でデータ通信を行うための SIM カード（サービス提供元：ソフトバンク株式会社）が貸与されます。
2. 加盟店は、SIM カードの貸与を受けるにあたり、以下の事項を理解し、同意するものとします。
 - (1) 貸与された SIM カードは、本端末での利用以外の目的及び方法で使用しないこと
 - (2) いかなる目的においても、貸与された SIM カードを第三者に使用させ、又は譲渡、貸与、担保権の設定その他の処分をしないこと
 - (3) 一定期間に大量の通信を利用した場合、通信速度が制限される場合があること
 - (4) 当社又はサービス提供元の判断により、通信サービスが提供されず、又は SIM カードの貸与が終了する場合があること
 - (5) 本端末を用いた決済アプリケーションまたは対象決済サービスの利用を終了し、

又はその他の理由により SIM カードの貸与が終了した場合、速やかに SIM カードを当社へ返却すること

- (6) 貸与された SIM カードを紛失・破損し、又は前号に従った返却がなされない場合、当社の請求に基づき、補償金として金10,000円（消費税等別）を当社に支払うこと

第6条（本端末の滅失等）

1. 本端末が滅失、紛失その他端末が使用できない状態になった場合、加盟店は、当社が別途定める方法により、速やかに当社に対し報告を行うものとします。
2. 当社は、本端末が使用できない状態であったことにより加盟店に損害が生じた場合であっても責任を負いません。

第7条（MDM による遠隔管理）

1. 当社又はサードパーティープロバイダーは、本端末の安全性確保及びサービス品質維持のため、遠隔設定変更、アプリ配信及び削除、ログ取得、利用制限等（以下「遠隔管理」といいます）を行うことがあります。
2. 遠隔管理に起因して加盟店に損害が生じた場合、当社は一切の責任を負いません。

第8条（委託）

当社は、本端末の提供に関する業務の全部又は一部を、加盟店の承諾なしに、第三者に委託することができます。

第9条（加盟店情報の提供）

当社は、本端末及び決済アプリケーションの提供および加盟店対応のため、以下の情報をサードパーティープロバイダーその他の第三者に提供することがあります。加盟店はこれについてあらかじめ同意するものとします。

- (1) 本端末の申込み時に当社に対し開示された加盟店情報
- (2) 本端末及び本端末上で使用するアプリの情報
- (3) その他本端末及び決済アプリケーション提供のために当社が必要と判断した情報

第10条（非保証）

1. 当社は、本端末を現状有姿の状態にて提供するものとし、当社は、その原因の如何を問わず、本端末が使用できなかったことにより加盟店に損害が生じた場合であっても責任を負いません。
2. 当社は、本端末及びその機能が加盟店の特定の利用目的に合致することや、特定の結果の実現を保証しません。
3. 当社は、その原因の如何を問わず、本端末の機能の全部又は一部に中断、中止その他

の障害が生じないことを保証しません。

4. 当社は、本端末に含まれる知的財産権について、いかなる場合においてもその責任を負いません。

第11条（加盟店の禁止事項）

1. 加盟店は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令もしくは本規約に違反する行為又はその恐れがある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 当社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (4) 関連契約及び対象決済サービスに関する規約において禁止される行為
 - (5) 加盟店情報、本端末の識別番号、その他の加盟店識別情報を第三者に対し開示する行為
 - (6) 本規約に基づく権利義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾なくして第三者に譲渡する行為
 - (7) 本端末を日本国外へ持ち出し、又は日本国外で使用する行為
 - (8) 理由のいかなを問わず、本端末及び決済アプリケーションの提供、運営又は維持を継続困難にし、又はそのおそれを生じさせる一切の行為
 - (9) その他、当社が禁止し又は不適切と判断する一切の行為
2. 当社は、加盟店に対し、本規約又は関連契約の遵守状況に関し、報告を求めることがあり、加盟店はあらかじめこれに同意するものとします。かかる報告を怠った場合、当社は、本端末の利用を停止することがあります。
3. 本条の規定に違反した場合、本端末及び決済アプリケーションの利用に関連して加盟店に損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。

第12条（免責及び損害賠償）

1. 対象決済サービスの提供主体は当該決済事業者であり、当社は決済取引の当事者ではありません。対象決済サービスの提供条件に関する事項は、加盟店と対象決済サービスの提供主体との契約条件に従うものとし、当社は責任を負いません。
2. 本端末の提供にあたり、当社は、サードパーティープロバイダーが提供するサービスと連携することがあります。この場合、当社が提供するサービスは、本端末及び決済アプリケーションの利用のために必要不可欠の範囲に限られ、当該範囲外にて生じた事由に基づく損害については、一切の責任を負いません。
3. 本規約又は関連契約上に特段の定めがある場合を除き、当社の故意又は重過失によって本端末に関して加盟店に損害が生じた場合、当社は、債務不履行、不法行為その他の請求原因を問わず、加盟店に現実生じた直接かつ通常範囲の損害についてのみ責任を負うものとし、その賠償額は本端末代金相当額を上限とします。

4. 加盟店が本規約に違反し、当社に損害が発生した場合、加盟店は当該損害を賠償する責任を負います。
5. 加盟店は、取次店が本端末の製造、供給、保守、品質保証、安全性及び正常な作動性に関し、何らの義務及び責任も負わないことを確認し、これに同意します。

第13条（サービス提供期間）

1. 本端末上における当社のサービス提供期間は、本端末等が加盟店の所在地に送付された日から、加盟店が別途契約する『PayPay MPU 加盟店契約』が終了する日までとします。
2. 当社とサードパーティプロバイダーとの間の契約が終了した場合には、本端末の提供も終了するものとします。
3. 当社は、本条第1項の期間中といえども、書面による3ヵ月前の予告をもって、端末提供契約を解約することができます。

第14条（提供停止）

1. 加盟店が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前の通知なく本端末及び決済アプリケーションの提供を停止することができます。
 - (1) 本規約に違反した、又はその疑いがある場合
 - (2) 関連契約又は対象決済サービスに関する規約に違反した、又はその疑いがある場合
 - (3) 第11条第2項に定める報告を怠った場合
 - (4) 関連契約に基づき、本端末の提供が停止された場合
 - (5) 関連契約が終了した場合
 - (6) 本端末の提供にあたり当社に申告した情報に誤りが存在する又はそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) 本サービスの運営に重大な支障を及ぼす事態が生じた場合
 - (8) その他加盟店に対して決済アプリケーション及び本端末の提供を継続することができない重要な事態が生じたときと当社が判断した場合
2. 本条に基づく提供停止により加盟店に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

第15条（即時解除）

1. 第13条の規定にかかわらず、加盟店が本規約又は関連契約に違反した場合、関連契約が終了した場合、その他決済アプリケーション又は本端末の提供を継続することができない重要な事態が生じた場合、当社は、何らの催告を要することなく本契約を解除することができます。

2. 当社は、本条に基づく契約解除をしたことにより加盟店に損害が生じたとしても、かかる損害に対する賠償責任を負いません。
3. 本条第1項に基づく契約の解除は、当社の加盟店に対する損害賠償の請求を妨げません。

第16条（契約の終了）

1. 本契約が終了した場合、当社は、直ちに決済アプリケーション及び本端末の提供を停止します。
2. 本契約の終了に伴う権利義務関係の整理については、当社が別途定める規定に従うものとします。
3. 万が一、加盟店が本端末及び決済アプリケーションの利用を終了した後に本端末を当社に送付等した場合、当社がこれを現実に受領した時点で、加盟店は当該端末に関する所有権を放棄したものとみなします。この場合、加盟店は、当社は当該端末を加盟店へ返却する義務を負わず、また当社が自由にこれを使用、収益又は処分することができることに同意するものとします。

第17条（秘密保持）

1. 加盟店は、決済アプリケーション及び本端末の利用に関して知り得た当社の機密情報を漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については、加盟店は秘密保持義務を負わないものとします。
 - (1) 情報の開示の時点で、すでに公知又は公用である情報
 - (2) 情報の開示の後、加盟店の責に帰すべき事由によらず、公知又は公用となった情報
 - (3) 情報の開示の以前から、加盟店が適法に所持していた情報
 - (4) 情報の開示の後、加盟店が、第三者より秘密保持義務を負わず適法に入手した情報
2. 当社は、個人情報保護の重要性を認識し、加盟店情報を以下に定めるプライバシーポリシーに従い取り扱います。

【<https://cas.softbank.jp/privacy/protect/>】

第18条（知的財産）

本端末、当社サイトその他本規約上に定める機能及びサービスを構成する有形又は無形の構成物（ソフトウェアプログラム、データベース、アイコン、画像、文章、マニュアル等の関連ドキュメントその他一切のコンテンツを含みます。）に関する一切の知的財産権は、当社又は当社に利用を許諾した第三者に帰属します。

第19条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、本端末の購入申込時に、自ら又はその代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政

治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 当社が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、加盟店は、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。
3. 当社は、加盟店又はその代表者、役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、決済アプリケーション及び本端末に関する契約を解除できるものとします。
4. 前項の規定により本サービスの契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当社は加盟店に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、加盟店は、当社に対し、その名目を問わず、解除に関し生じた損害について請求しないものとします。

第20条（残存義務）

本規約の終了後といえども、第1条（定義）、第10条（非保証）、第11条（加盟店の禁止事項）、第17条（秘密保持）、第19条（反社会的勢力の排除）、本条、第23条（準拠法）及び第24条（管轄裁判所）についてはなお効力を有するものとします。

第21条（規約の変更）

1. 当社は、いつでも、加盟店の承諾を得ることなく、改定後の規約を本端末、決済アプリケーション又は当社サイト上での表示もしくは当社の定める方法により通知することによって規約を変更できるものとします。ただし、加盟店への影響が重大な変更を行う場合、事前告知期間を設けるものとします。
2. 前項の規定により本規約を変更する場合、変更後の本規約の内容等は、かかる通知の際に定める適用開始日から適用されます。
3. 当社が、決済アプリケーション又はホームページ上で掲載する本端末の利用に関する条件等は、本規約の一部を構成します。本規約の内容と、当該条件等の内容が矛盾抵触する場合は、当該条件等において特段の定めがない限り、本規約が優先して適用されます。

第22条（通知）

1. 本端末に関して当社が加盟店に対して行う通知は、決済アプリケーション内において実施する方法、登録事項として加盟店により登録された連絡先に対して送信する方法その他当社の定める方法によって行うものとし、当該通知は、本規約において特段の定めがない限り、通常到達すべきであったときに加盟店に到達したものとみなします。
2. 加盟店は、当社に届け出た商号、代表者、住所等に変更があった場合には、当社所定の

方法により、遅滞なく当社に通知するものとします。

3. 前項の通知を怠ったため、加盟店又は第三者が損害又は不利益を被った場合でも、当社は責任を負いません。
4. 当社は、加盟店に対し、登録事項の真偽を確認し又は追加の情報提供を求める場合があり、加盟店はあらかじめこれに同意します。

第23条（準拠法）

本規約及び端末提供契約に関する事項については、日本法を準拠法とします。

第24条（管轄裁判所）

本規約又は本端末の提供に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条（協議事項）

本規約に定めのない事項、又は本規約に関し疑義が生じた場合は、加盟店及び当社双方で、誠意をもって協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上